

答 申 第 1 2 7 号
令和3年3月31日
(諮問公第145号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、「特定飼養施設の構造及び規模を示す図面，写真及び飼養施設の平面図」の材質及び縮尺並びに施設の形状は開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年7月14日付けで、「〇〇（指宿市山川〇〇）について以下の書類，1）特定動物の飼養・保管許可について関係書類一式（許可申請書及び添付書類，許可変更届出書及び添付書類，特定動物識別措置実施届出書及び添付書類，轄区域外飼養・保管通知書及び添付書類，廃止届出書及び添付書類，施設外飼養・保管届及び添付書類，特定動物飼養・保管数増減届出書及び添付書類，立入・苦情・指導等の記録全てを含む），2）第一種動物取扱業の登録及び指導監視の状況に関する書類一式（登録申請書及び添付書類等，現在の登録状況のわかるもの，立入や指導の記録等）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年7月27日付け指保第52号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定に基づき、令和2年9月2日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、条例第7条第2号（法人に関する情報）に該当するため不開示とした部分に係る決定を取り消し、該当部分を開示するとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 「特定飼養施設の構造及び規模を示す図面，写真」は、条例第7条第2号のただし書にある「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」に当たると考えられ，部分開示決定処分は不当である。

イ 「飼養施設の平面図」に関しても、一般公開が前提となっている施設であり、観覧客はその施設も目にするのであり、不開示とする理由はないと考えられる。

ウ 動物園等の動物展示業者の飼育施設について、他の事業者知られると当該法人の優位性が損なわれるような、企業秘密に当たる卓越した部分があるとは考えにくく、全国的にどの展示施設も似たような構造のはずで、事業活動が損なわれるほどの不利益があるとは考えられない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 特定動物飼養・保管許可申請書及び添付書類

イ 許可変更届、識別措置実施届出書、管轄区域外飼養・保管通知書、廃止届、施設外飼養・保管届、特定動物飼養・保管数増減届出書

ウ 特定動物施設監視日報

エ 第一種動物取扱業登録申請書及び添付書類

オ 第一種動物取扱業更新申請書及び添付書類

カ 動物取扱業施設監視日報

(2) 一部開示決定の理由

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

個人の氏名、住所、電話番号及び個人の印影は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当

(ア) 法人の印影は、法人に関する情報であって、法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当する。

また、当該情報は同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(イ) 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、写真及び飼養施設の平面図は、法人に関する情報であって、法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあるため、同号アに該当する。

また、当該情報は同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(ウ) 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、写真及び飼養施設の平面図は、バックスペース等の一般公開していない区域については、法人の生産、技術等に関する情報であるとともに、内部管理に属する情報であり、公にすることにより技術的ノウ

ハウが明らかとなり、法人の事業活動において正当な利益を害するおそれがある。

- (エ) 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、写真及び飼養施設の平面図は、動物の愛護及び管理に関する法律において公表を要する旨の規定もなく、管轄保健所による定期的な立入により、飼養保管状況について確認、指導を行っていることから、人の生命、健康、生活又は財産を侵害する蓋然性は低いと考えられる。

ウ 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当

個人の印影及び法人の印影は、公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。

エ 3(1)イについては、届出がないため、公文書不存在である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年10月7日	諮問公第145号に係る諮問を受けた。
11月6日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
令和3年1月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
2月24日	諮問の審議を行った。
3月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書を条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、条例第7条第2号（法人に関する情報）に該当するため不開示とした部分に係る決定を取り消し、該当部分の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第2号

条例第7条第2号は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」として「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないこと

を条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第2号該当性

a 本件対象公文書に使用されている法人の印影は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

b 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、写真及び飼養施設の平面図

当該情報は、当該事業の関係設備等の配置や工夫の状況等が記載されており、特定動物の飼養を行っている当該法人の生産、技術等に関する情報であるとともに、当該法人の内部管理に属する情報に該当することから、これを公にすることにより事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、飼養施設の材質は、特異なものではないことから、これを公にすることにより法人の事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあるとは考えにくい。

また、縮尺及び施設の形状についても、これを公にすることにより法人の事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあるとは考えにくい。

したがって、法人の事業活動において正当な利益を害するおそれがあることにつき相当の理由があるとは認められない。

以上のことから、特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、写真及び飼養施設の平面図については、材質及び縮尺並びに施設の形状を除き、不開示とすべきである。

ウ 条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第4号

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を

要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定となっているものである。

(イ) 条例第7条第4号該当性

a 本件対象公文書に使用されている法人の印影は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。